



既存の2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約
権付社債の条件変更と一部買付けに関する
補足説明資料

ネクセラファーマ株式会社
2025年11月26日



免責事項1

本資料は、2025年11月21日にネクセラファーマ株式会社（以下「当社」といいます。）が公表したプレスリリース「既存の2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の条件変更と一部買入れのお知らせ」の補足説明資料として作成されたものであり、国内外を問わず当社の発行する株式その他の有価証券への勧誘を構成するものではありません。

本資料に記載される当社グループの目標、計画、見積もり、予測、予想その他の将来情報については、本資料の作成時点における当社グループの判断又は考えにすぎず、実際の当社グループの経営成績、財政状態その他の結果は、国内外の経済情勢、業界の動向、他社との競業、人材の確保、技術革新、その他経営環境等により、本資料記載の内容又はそこから推測される内容と大きく異なる可能性があります。

本資料に記載される業界、市場動向又は経済情勢等に関する情報は、現時点で入手可能な情報に基づいて作成しているものであり、当社グループがその真実性、正確性、合理性及び網羅性について保証するものではありません。本資料には、業界、市場動向又は経済情勢等に関し、当社グループの見立て、予想、又は試算に基づく情報が記載されていることがあります。これらは、本資料の作成時点における当社グループの判断又は考えにすぎず、実際の結果はこれらと大きく異なる可能性があります。また、本資料に記載される当社グループにおける潜在的な収益機会に関する情報は、一定の仮定に基づき当社が現時点において想定する将来的な収益機会に関する潜在的な可能性（規模感）を示すものに過ぎず、特定の時点における当社の業績についての予想、計画、見込、目標等を示すものではなく、また、実際の結果はこれらと大きく異なる可能性があります。今後の状況の変更等が本資料の内容に影響を与える可能性がありますが、当社は、本資料を更新、修正又は確認する義務を負うものではありません。本資料の内容は事前の通知なく変更されることがあります。

本資料は、当社の転換社債型新株予約権付社債の条件変更と一部買入れに際して一般に公表するための資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債の条件変更と一部買入れについては国内の投資家を対象としてはおりません。また、本資料は、米国、日本を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、当社から入手可能な、当社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。



免責事項2

本資料は、ネクセラファーマ株式会社およびその子会社(以下、総称して「当社グループ」)に関する本資料作成時の一般的な情報を記載しています。本資料は、情報提供を目的としたものであり、有価証券の投資勧誘や投資アドバイスとして解されるべきものではありません。本資料は、受領者の具体的な投資目的、財務状況、または特定のニーズに合わせて作成されたものではありません。また、第三者による有価証券の評価またはその募集の根拠を提供することを意図しておらず、何らかの有価証券の申込または購入を推奨するための資料ではありません。

本資料の情報は、要約であり全情報ではありません。一部の情報は、公開情報源から入手されています。当社グループは、明示的あるいは黙示的に関わらず、本資料に含まれている情報の正確性、公平性、または完全性に関して一切表明または保証せず、当該情報の正確性、公平性、または完全性に頼るべきではありません。当社グループは、新しい情報および／または将来の出来事に照らし合わせて本資料を更新する責任または責務を負いません。また、当社グループは、改訂または変更を通知する義務を負うことなく、自己の裁量により本資料の内容を任意の方法で改訂、修正、または変更できます。

本資料には、1933年の米国証券法のセクション27A(改定を含む)および1934年の米国証券取引所法のセクション21E(改定を含む)で定義されている「将来予測に関する記述」が含まれています。「信じる」、「期待する」、「予測する」、「意図する」、「計画する」、「目指す」、「見積もる」、「予定である」、「可能性がある」、およびこれらと同様の表現は、将来予測に関する記述であることを示しています。本資料に含まれている過去の事実以外のすべての記述は、将来の経営に関する当社グループの財務状況、事業戦略、経営計画および目標(当社の製品に関わる開発計画および目標を含む)を含め(ただし、それだけに限定されない)、将来予測に関する記述です。当該将来予測に関する記述には、既知および未知のリスク、不確実性、その他の要因が含まれているため、当社グループの実際の結果、業績、または実績は、当該将来予測に関する記述に含まれたり示唆されたりしている将来の結果、業績、または実績と大きく異なる場合があります。当該将来予測に関する記述は、当社グループの現在と将来の事業戦略および将来の事業環境に関する数多くの想定に基づいています。当社グループの実際の結果、業績、または実績と将来予測に関する記述の内容とに大きな違いをもたらしうる重要な要因として、特に製品の創薬と開発に伴うリスク、臨床試験に関わる不確実性、期待よりも遅い被験者の募集、患者に対する当社グループの製品の投与に起因する予期しない安全性の課題、製品の製造に関わる不確実性、当社グループの製品の市場の受け入れ不足、成長を管理する当社グループの能力欠如、当社グループの事業分野および市場に関わる競争環境、適切な資格を有するスタッフを確保・維持する当社グループの能力欠如、当社グループの特許および所有権の法的強制力または保護の欠如、当社グループと関係会社の関係、当社グループの製品を陳腐化させうる技術の変化および発展、その他の要因が挙げられます。これら要因には、東京証券取引所および日本の金融庁へ提出された当社グループの開示済み報告書に記載された要因が含まれますが、それだけに限定されません。当社グループは、将来予測に関する記述に含まれている期待および想定は当社グループの経営陣が現在入手できる情報に適切に基づいていると考えていますが、一部の将来予測に関する記述は、結果として不正確となりうる将来の出来事に関する想定に基づいています。将来予測に関する記述は、本資料の日付の時点のものであり、当社グループは、新しい情報が将来入手できた場合でも、将来予測に関する記述を更新したり改訂したりする義務を負いません。

本資料は、何らかの有価証券の勧誘を構成するものではありません。本資料およびその内容は、いかなる契約または確約の根拠となりません。本資料の受領者は、本要約の内容を法律、税金、または投資のアドバイスと解釈してはならず、それに関しては自己のアドバイザーへ相談すべきです。

本資料およびその内容は機密情報であり、当社グループの書面による事前同意を得ることなく、全部または一部を複製、公開、その他の形で配布してはなりません。当該資料は、いずれかの司法管轄区または国の個人または組織に対して現地の法律または規制に違反して配布される、またはそれにより使用されることを意図していません。

本資料には、非GAAP財務データが含まれています。本資料に含まれている非GAAP財務データは、IFRSに従って計算された財務実績のデータではなく、IFRSに従って決定される利益または営業利益の差し替えまたは代用、業績の指標、または営業活動により生み出されるキャッシュフローの差し替えまたは代用、または流動性の基準として捉えるべきではありません。非GAAP財務データは、IFRSに従って報告された当企業の実績の分析の代用としてではなく、それに追加して扱うべきです。

「ネクセラ」および当社グループのロゴは、当社グループの商標もしくは登録商標です。



本件の概要

2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「既発CB」)に対して以下の対応:

- ① 発行要項の変更:** 繰上償還日(2026年12月14日)における早期償還請求権の削除
目的: 当面の償還リスクを軽減し、手元の現預金を確保すること
- ② 既発CBの一部買入れ:** 既発CBの一部(約15.6%上限50億円(額面ベース))の買入れ
目的: 将来の償還負担と株式希薄化リスクを低減

本件実施前の既発CBの主要な要項

残高	320億円
クーポン	0.25%
償還日	2028年12月14日
早期償還請求権	あり(2026年12月14日)
転換価額	1,782円



当社は、本変更に同意した
社債権者に対して、一定の
手数料を支払う予定

本件実施後の既発CBの主要な要項

残高	② 270億円
クーポン	0.25%
償還日	2028年12月14日
早期償還請求権	① なし
転換価額	1,782円

本変更により、資金調達コストを維持したまま、希薄化することなく実質的に負債を長期化し、
残りの現預金と併せて戦略的成長投資に向けた現預金を確保することが可能



ご質問に対する解答

質問	解答
今回既発CBに関して何が新たに発表されたのですか？	1)条項変更：投資家の早期償還請求権(ホルダー・プット)[2026年12月14日を償還日とする権利]等の削除、2)一部買入れ：既発CBを上限50億円(額面)を目安に市場から買い戻す計画を新たに発表しました。 その他の転換条件(転換価額・調整条項・満期日など)に変更はありません。
早期償還請求権とは何ですか？	投資家が特定日(本件は2026年12月14日)に、額面100%+未払利息を条件に会社に償還を求められる権利です。行使には償還日に先立つ30-60日の通知など所定の手続きが必要で、2026年12月14日が償還日となる権利です。
早期償還請求権が削除されたことでどのようなメリットがありますか？	2026年12月14日に想定される一括償還リスクが解消し、当面の手元流動性と資金計画に余裕が生まれます。将来のキャッシュフロー見通しが明確になることから、資本政策の選択肢(借入・買入れ・株主還元・M&A等)の機動性が高まるメリットもあります。 早期償還請求権が削除されない状態の場合、2026年12月に償還リスクが生じる状況でした。
既発CBの一部買入れでどのようなメリットがありますか？	既発CBの一部(上限(50億円))買付けにより将来の償還負担を軽減・平準化することが可能です。残高が減ることで金利負担が抑制され、資金効率も改善します。
何故このタイミングなのでしょうか？	本件の実行時期は、2026年12月14日に想定される一括償還リスクを解消し、資金計画の確度を高めることを最優先に設定しています。早期償還請求権の削除に加え、一部買入れを組み合わせることで、満期時の償還対象残高を前倒しで縮小できます。決済等には一定の期間を要するため、資本コストと実務リスクの両面で現在のタイミングが最適と判断しました。
本取引の目的は何ですか？	投資家の早期償還請求権(ホルダー・プット)を削除し当面のCB償還リスクを抑制することで手元現預金を確保すること、また既発CBの買入により将来の償還負担及び潜在的な株式の希薄化リスクが低減し、戦略的成長投資に向けた現預金の確保を可能にすることが目的です
買入れる50億円(額面)のCBは今後どうするのですか？	市場環境を注視しながら、弊社の財務状況に応じて、消却や市場売却など様々な選択肢を検討してまいります



Locations



東京都港区赤坂
9-7-2
ミッドタウンイースト
107-0052

日本 東京



F17, 410 Teheran-Ro
GangHam-Gu
Seoul 06192

韓国 ソウル



Steinmetz Building
Granta Park,
Cambridge
CB21 6DG

英国 ケンブリッジ



Spaces Grosspeter Tower,
Grosspeteranlage 29,
4052 Basel

スイス バーゼル